

岐阜県建築行政マネジメント第3期計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年度の達成状況について

取 組 み	目 標	達成状況
1 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底		
(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底 ア 処分基準の適正な運用による指導の徹底 イ 立入検査や抜き取り調査の実施 ウ 処分履歴等の公表	1. 県知事指定確認検査機関への立入検査実施回数 → 2回/年 2. 県知事委任指定構造計算適合性判定機関への立入検査実施回数 → 2回/年	1. 県知事指定確認検査機関への立入検査実施回数 → 2回/年 2. 県知事委任指定構造計算適合性判定機関への立入検査実施回数 → 0回/年 ※判定機関が県外にあり、新型コロナ感染症拡大防止の観点から立入検査を中止した。
(2) 建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底 ア 処分基準の適正な運用 イ 前年度に新規登録を行った建築士事務所に重点を置いた、計画的な立入検査の実施 ウ 建築士の定期講習等の周知徹底 エ 業務報告書提出の徹底 オ 処分履歴等の公表	1. 計画的な立入検査の実施 建築士事務所新規登録者 2. 定期講習の受講の徹底	1. 57件/75件 = 76% 2. 二級・木造建築士の未受講者に対して督促を実施した。
2 違反建築物等への対策の徹底		
違反建築物対策の徹底 ア 確認機関や警察・消防等の他法令所管部局との連携強化 イ 定期的なパトロールの実施 ウ 違反発覚時に早期指導が行える準備の徹底 エ 違反建築物に係る是正・指導の徹底 オ 違反に関与した建築士等への対応	・違反建築物に対する継続的指導の徹底	・継続的指導の徹底を行った。
3 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保		
定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保 ア 対象建築物等の適切な台帳保守 イ 定期報告の督促と未報告建築物に係る立入検査の実施 ウ 所有者等への制度周知の徹底 エ 報告建築物等に係る是正指導の徹底 オ 消防等の他法令所管部局や昇降機等検査協議会との連携強化	・計画期間における定期報告率 75%以上 ※75%以上は、5年間（令和3年度～令和7年度）全体の報告率目標。	■令和3年度の定期報告率 → 348件/594件 = 58.5% ※75%以上は、5年間（令和3年度～令和7年度）全体の報告率目標。
4 事故・災害時の対応		
災害対応 ア 判定技術者の確保 イ 判定調整員(判定コーディネーター実務者)の養成 ウ 判定技術者派遣のための連絡体制の強化 エ 震前判定計画等の更新	・被災建築物応急危険度判定士の確保 2,500名以上の登録	■被災建築物応急危険度判定士 → 2,336名 ※「令和3年度岐阜県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」は、新型コロナ感染症拡大防止対策のため中止したため、上期より減少した。